

1 医療施設における防火・防災対策

- *1 非常用のエレベーター設置の場合はこの限りでない
 - *2 医療法施行規則第 30 条の 12 の病室（診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室）は地階に、また、主要構造部が耐火構造の場合は 3 階以上に設けることも可
 - *3 患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は 2 階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ 50 m²（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあつては 100 m²）以下のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を 1 とすることができる
 - *4 医療法施行規則第 16 条第 1 項第 8 号に規定する直通階段のうちの 1 又は 2 を建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる
- 注) 建築基準法関係規定は、改正の施行日により整備すべき基準が相違するので留意すること

【防火設備の整備と点検】

医療施設の防火設備、特に消防法の改正については、既存の建築物に対しても遡及適用することが原則とされているので、これらの法令により設置義務があるものの整備に努めること。基準以下でも、関係行政機関が指導したものは、自主整備に努めることが望ましいとされている。

また、平成 26 年政令第 333 号により消防法施行令の一部が改正され「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」には原則として、面積にかかわらず、スプリンクラー設備を設置が求められることとなった。

表 4-14 要綱における医療法及び消防法関係規定等の防火設備に関する規定の主な事項

対 象	規 定	法 令
延床面積 300 m ² 以上の建築物	非常電源を附置した自動火災報知設備を設置	消令〈21〉
すべての医療施設	押しボタン操作等により消防機関に通報できる非常警報装置を設置することが望ましい 設置に当たっては消防機関とあらかじめ協議する	要綱による規定
一定の構造の建築物で延床面積 300 m ² 以上及び契約電流容量が 50 A を超える建築物	漏電火災警報器を設置	消令〈22〉
地階床面が 1000 m ² 以上の建築物	ガス漏れ火災報知設備を設置	消令〈21②〉
療養病床または一般病床を有する病院 4 床以上の有床診療所 対象外： ・夜間見守り体制（13 床に 1 職員）を有する病院 ・感染症・結核・精神病床のみの病院 ・肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科、歯科のみのもの	スプリンクラー設備を設置（*1） ただし既存の建築物及び特定の部屋等については、代替措置等によることができる	消令〈12〉
延床面積が 3000 m ² 以上の有床診療所		
延床面積 2100 m ² 以上の耐火建築物であつて内装制限している建築物	屋内消火栓を設置	消令〈11〉
延床面積 1400 m ² 以上の準耐火建築物であつて内装制限しているもの又は耐火建築物		
延床面積 700 m ² 以上のその他の建築物		
延床面積 500 m ² 超の建築物	排煙設備を設置	建基令〈126 の 2〉

注) 上記改定情報については、日本医療福祉建築協会法規委員会の分析による